

第 259 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 12 号

令和 7 年 12 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 12 号をもって、令和 7 年 12 月 10 日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 259 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 12 月 10 日（水） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 石塚 洋二	2番 麻生 登美子	5番 佐賀 正治	6番 井坂 孝雄
7番 斎藤 務	8番 廣瀬 栄二	9番 小倉 達也	10番 宮本 康子
11番 岡部 正仁	12番 矢口 明之	13番 福田 美保	14番 関 宏幸
15番 飯田 敬市			

4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代 4 番 中山 峰雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

2 番 麻生 登美子 5 番 佐賀 正治

7. 議事日程

① 報告案件について

報告第27号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

② 議案審議について

議案第48号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第51号 現況証明願の交付決定について
議案第52号 農地改良協議書に対する同意について
議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について
議案第 54 号 遊休農地の非農地判断について

午後 3 時 10 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和7年 第259回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、3番 豊崎 静代委員、4番 中山 峰雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、2番 麻生 登美子委員、5番 佐賀 正治委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に、報告第27号ないし第29号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7 番 齋藤 慕	<p>12 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、廣瀬委員と小倉委員と私、齋藤の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番の農地は、●●●●●から約 70m 北東に位置する畠 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●から約 200m 南東に位置する畠 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畠 1 筆になります。現況は、雑草繁茂の状態となっていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。飼料作物を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●から約 500m 北西に位置する畠 1 筆になります。現況は、雑草繁茂の状態となっていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。苗木を作付けする計画です。</p>

	<p>続きまして番号 5 番から 6 番の農地は、●●●●●●から約 800m 東に位置する田 1 畝、畑 29 畝になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 7 番の農地は、●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 1 畝になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。柿を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 8 番の農地は、●●●●●●●●●●●●から約 150m 北東に位置する畑 1 畝になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 9 番から番号 15 番につきましては、営農型太陽光発電施設に関する申請であり、議案第 50 号の番号 12 番から 16 番と関連する案件のため、議案第 50 号の転用の説明の際に一括で説明いたします。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議長 これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番ないし番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
--	---

議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 8 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 9 番ないし 15 番については、農地法第 5 条許可と関連がありますので、議案第 50 号の審査の中で一括審議といたします。
議長	以上、議案第 48 号 番号 9 番ないし 15 番を除く 8 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
8 番 廣瀬 栄二	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約 400m 北東に位置する畠 1 筆、農地区分は農振農用地になります。こちらは、令和 4 年 12 月 10 日付で、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第 4 条の一時転用許可を受けた案件になります。今回、3 年間の一時転用期間が満了するため、申請に至りました。現在、パネルの下の作付けは、ブルーベリーを育成しており、適宜、収穫及び自家消費をし、今後は出荷なども検討していく状況です。また、現地確認では、圃場管理は適正にされていると思われ、許可にあたって支障がないと判断しました。また、許可期間については、3 年間として問題ないと判断しました。 続きまして番号 2 番から 3 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畠 2 筆、農地区分は農振農用地になります。こちらは、令和 4 年 8 月 29 日付で、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第 4 条の

	<p>一時転用許可を受けた案件になります。今回、3年間の一時転用期間が満了するため、申請に至りました。本来8月総会において、審議すべき案件ですが、申請人の認識不足により、4ヶ月遅れての申請のため、始末書が添付されております。現在、パネルの下の作付けは、榦を育成しており、適宜収穫し、出荷などを行っている状況です。また、現地確認では、圃場管理は適正にされていると思われ、許可にあたって支障がないと判断しました。また、許可期間については、10年間として問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号1番ないし番号3番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番ないし番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番ないし番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第49号 3件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>

事務局 議長 8番 廣瀬 栄二	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p> <p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約300m北に位置する畠1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約200m北に位置する畠1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約150m北に位置する田1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号4番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約400m北西に位置する畠1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和7年5月29日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>
-------------------------------	---

	<p>続きまして番号 5 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>続きまして番号 6 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●に隣接する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>
9 番 小倉 達也	<p>続きまして番号 7 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●から約 300m 北東に位置する畠 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>続きまして番号 8 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 500m 南東に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>続きまして番号 9 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 200m 南西に位置する畠 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>続きまして番号 10 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。</p>

さい。申請地は、●●●●●●●●●●から約 500m南東に位置する畠2筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響がないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 11 番になります。図面番号 13 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 600m北西に位置する畠1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響がないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 12 番から 16 番は、議案第 48 号農地法第 3 条の番号 9 番から 15 番に関連する案件で、代表取締役及び、転用事由が同一であるため、一括で説明いたします。図面番号 14 番も併せてご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から約 300m南西に位置する畠5筆になります。農地区分は第 1 種農地になります。こちらは、令和 4 年 8 月 29 日付で、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第 5 条の一時転用許可を受けた案件になります。今回、3 年間の一時転用期間が満了するため、再度、転用と区分地上権設定の許可を受けるための申請になります。本来 8 月総会において、審議すべき案件ですが、申請人の認識不足により、4 ヶ月遅れての申請のため、始末書が添付されています。パネルの下の作付けは、サカキを育成しており、適宜収穫し、出荷などを行っている状況です。また、現地確認では、圃場管理は適正にされていると思われ、許可にあたって支障がないと判断しました。また、許可期間については、10 年間として問題ないと判断しました。

以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>議案審議は、一括にて行います。</p> <p>番号 1 番ないし番号 16 番について、ご意見、ご質問等ござりますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番ないし番号 16 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 16 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 50 号 16 件の申請については、許可することに決定いたしました。併せて、議案第 48 号番号 9 番ないし 15 番の申請についても、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 51 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>（事務局朗読）</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9 番 小倉 達也	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 15 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 20m 南西に位置する畠 2 筆になります。こちらは、20 年以上前から住宅敷地として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>

	す。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	以上、議案第 51 号 1 件の申請については、交付することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 52 号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9 番 小倉 達也	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 16 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 800m 東に位置する畠 1 筆になります。こちらは、新治地内の市道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、段差解消をするための申請となります。改良後は梨を作付する計画と

	なっております。
	以上、同意相当と判断しました。委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願ひいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ござりますか。
14 番 関 宏幸	以前、埋蔵文化財があった所とは関係ないですか。
事務局	今回は土を削ったり、掘り起こしたりするものではなく、土を盛る申請であるため、埋蔵文化財への影響はありません。
14 番 関 宏幸	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議長	以上、議案第 52 号 1 件の申請については、同意することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 53 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

	<p>議長 事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案 53 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、議案 53 号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>議長 次に「議案第 54 号 遊休農地の非農地判断について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局 それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p> <p>議長 事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>1 番 石塚 洋二 委員方々の現況調査の結果ですので、内容に疑義は無いのですが、一つ確認させて下さい。全体件数の約 60%が霞ヶ浦地区の下大津に集中していますが、何らかの理由があるのか教えて下さい。</p> <p>事務局 お答えいたします。下大津地区に集中した理由は、主に二点ございます。第一に、他地区との判断基準の平準化です。下大津地区はこれまで非農地判断が慎重になされてきた経緯がありましたが、今回は実際に即して適正に判断するよう、事前に下大津地区担当委員と打ち合せを行いました。第二に、谷津田（やつだ）特有の事情です。当該地区は農道に車両の通行ができない耕作放棄地が多く、今回それらを精査し、物理的に耕作困難な土地を非農地として一斉に判断した結果、例年より件数が多くなりました。</p> <p>補足説明ですが、遊休農地判断が委員の中でも平準化されていないかと思います。下大津地区は結果的にこの様な事になりましたが、下</p>
--	---

	大津地区の今までの委員は、まだ農地として残しておく見方であったと思われます。今回は平準化する意味合いでも、下大津地区担当委員等にも話した上で、調査を行い現場を見て頂きたいと伝えており、その結果となります。
1番 石塚 洋二	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議長	来月の総会は、1月 13 日（火）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、井坂 孝雄委員、宮本 康子委員、 福田 美保委員です。 日時は、12月 25 日（木）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とい たします。 よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、以上を持ちまして、第 259 回農業委員会総会を閉会いた します。 慎重審議、大変ご苦労様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署名委員 麻生 登美子

署名委員 佐賀 正治